

## 令和2年度雲南市太陽光発電導入促進事業に係る補助金について

雲南市では、新エネルギーの導入を促進するため、住宅用及び事業所用の太陽光発電設備及び蓄電池を設置する方に対して、設置費の一部を補助する事業を実施します。

### ①住宅用太陽光発電設備設置

#### (ア) 補助の条件、対象等

- \* 雲南市内に居住する個人もしくは居住予定の個人が、雲南市内の住居（店舗兼併用住宅を含む。新築、既築共に可。）に未使用の太陽光発電システムを設置する場合。
- \* 電力会社と受給契約を行うこと。
- \* 本補助金交付決定後に事業着手すること。
- \* 2021年2月末日までに実績報告書の提出ができること。
- \* 2019年度までに本事業による市補助金の交付をうけていないこと。
- \* 申請日現在、申請者の属する世帯全員が、2019年度以前分の市税等（雲南市に納付すべきものに限る）の滞納がないこと。  
（対象税目等 市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、保育所保育料、老人保護措置費用徴収金、住宅使用料、水道使用料、下水道使用料、学校給食費、幼稚園保育料）
- \* 太陽光発電システムが設置済である建売住宅の購入については、補助対象外です。

#### (イ) 補助の対象機器

- \* 住宅用として設置するもので、配電線と逆潮流有りで連系等している太陽光発電システムであること。
- \* 太陽電池の公称最大出力の合計値もしくはパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれかが10キロワット未満であること。
- \* 未使用品であること。（中古品及びリース機器は対象外）

#### (ウ) 補助金額

##### \* 雲南市の補助金（補助基本額）

- ・最大出力1kw当たりの補助金額：17,000円
- ・パナソニックソーラーシステム製造株式会社製品の場合は、同額を上乗せします。
- ・補助の上限は、4kwとします。

##### \* 島根県の補助金（補助加算額）

- ・最大出力1KW当たりの補助金額：10,000円
- ・製品による差異は、ありません。
- ・補助の上限は、4kwとします。

- \* 太陽電池の公称最大出力合計値とパワーコンディショナーの定格出力のいずれか低い方の値を補助金額算出のkwとします。

\*最大出力は、小数点以下第2位未満を切り捨てます。

\*補助基本額、補助加算額のいずれも千円未満の端数を切り捨てます。

\*市への申請で、島根県補助金もあわせて交付します。

\*最大補助金額（パナソニックソーラーシステム製造株式会社製品の場合）

$(4\text{KW} \times 34,000 : \text{市補助分}) + (4\text{KW} \times 10,000 : \text{県補助分}) = 176,000 \text{円}$

#### (エ) 施工業者

\*雲南市内に事務所もしくは事業所を有する法人(契約名義は市内事業所名義)または個人事業者と工事請負契約(設置工事及び機器購入)を締結したものに限ります。

#### (オ) パナソニックソーラーシステム製造株式会社が製造する太陽光セルを用いた型番(参考)

##### パナソニック HIT 住宅用

VBHN238SJ23、VBHN243SJ44、VBHN250WJ01

VBHN245SJ33、VBHN131SJ26、VBHN120WJ01

VBHN120SJ44、VBHN235WJ01、VBHN252WJ01

VBHN247WJ01、VBHN245SJ44、VBHN240SJ51

VBHN070WJ01L、VBHN070WJ01R、VBHN250SJ44

VBHN240SJ41、VBHN242WJ01、VBHN243SJ56

VBHN255WJ01、VBHN250SJ33

VBHN245WJ03、VBHN243SJ41

##### 長州産業 HIT 住宅用

CS-N245SJ03

CS-N250SJ03

#### (カ) その他

\*事業内容に変更が生じた場合は、すみやかに届け出てください。

\*本事業による市補助金の交付は、1申請者1回限りです。

\*補助金は、申請者名義の口座へ振込みます。

## ②事業所用太陽光発電設備設置

### (ア) 補助の条件、対象等

\*雲南市内に既にある事業所等もしくは雲南市内に建設を予定している事業所等の屋根等に法人等が未使用の太陽光発電システムを設置する場合。

\*電力会社と受給契約を行うこと。

\*本補助金交付決定後に事業着手すること。

\*2021年2月末日までに実績報告書の提出ができること。

\*申請日現在、申請法人(申請者が個人事業者の場合は、申請者の属する世帯全員)が、

2019年度以前分の市税等（雲南市に納付すべきものに限る）の滞納がないこと。

（対象税目等 市県民税、固定資産税、軽自動車税、法人市民税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、保育所保育料、老人保護措置費用徴収金、住宅使用料、水道使用料、下水道使用料、学校給食費、幼稚園保育料）

#### （イ）補助の対象機器

- \* 事業所用として設置するもので、配電線と逆潮流有り連系される太陽光発電システムであること。
- \* 太陽電池の公称最大出力の合計値もしくはパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれかが10キロワット未満であること。
- \* 未使用品であること。（中古品は対象外）

#### （ウ）補助金額

\* 雲南市の補助金（補助基本額）

- ・ 最大出力1kw当たりの補助金額：17,000円
- ・ パナソニックソーラーシステム製造株式会社製品の場合は、同額を上乗せします。
- ・ 補助の上限は、9.99kwとします。

\* 島根県の補助金（補助加算額）

- ・ 市の補助金額の3分の1

\* 太陽電池の公称最大出力合計値とパワーコンディショナーの定格出力のいずれか低い方の値を補助金額算出のkwとします。

\* 最大出力は、小数点以下2位未満を切り捨てます。

\* 補助基本額、補助加算額のいずれも千円未満の端数を切り捨てます。

\* 市への申請で、島根県補助金もあわせて交付します。

\* 最大補助金額（パナソニックソーラーシステム製造株式会社製品の場合）

$(9.99\text{KW} \times 34,000 : \text{市補助分}) + (\text{市補助} \times 1/3 : \text{県補助分}) = 452,000\text{円}$

\* 千円未満の端数調整あり

#### （エ）施工業者

\* 雲南市内に事務所もしくは事業所を有する法人（契約名義は市内事業所名）または個人事業者と工事請負契約（設置工事及び機器購入）を締結したものに限りま

（オ）パナソニックソーラーシステム製造株式会社が製造する太陽光セルを用いた型番（参考）

「①住宅用太陽光発電設備設置」の（オ）に同じです。

#### （カ）その他

\* 事業内容に変更が生じた場合は、すみやかに届け出てください。

\* 本事業による市補助金の交付は、1申請者1回限りです。

\* 設置建物に係る登記事項証明書を実績報告書に添付する（事業所 新築の場合）

\*補助金は、申請者名義の口座へ振込みます。

### ③蓄電池設備設置

(ア) 補助の条件、対象等

\*上記①又は②の設備と同時に設置し、電力系統を繋ぐものであること。

\*本補助金交付決定後に事業着手すること。

\*2021年2月末日までに実績報告書の提出ができること。

\*2019年度までに本事業による市補助金の交付をうけていないこと。

\*申請日現在、申請者の属する世帯全員が、2019年度以前分の市税等（雲南市に納付すべきものに限る）の滞納がないこと。

（対象税目等 市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、保育所保育料、老人保護措置費用徴収金、住宅使用料、水道使用料、下水道使用料、学校給食費、幼稚園保育料）

(イ) 補助の対象機器

\*蓄電容量が1キロワットヘルツ以上のリチウムイオン蓄電池部及び電力変換装置を備えており、太陽光発電により発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができること。

\*未使用品であること。（中古品及びリース機器は対象外）

(ウ) 補助金額

\*10万円とする。ただし、設置経費が10万円より少ない場合は、その金額を限度とする。（当該額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする）

(エ) 施工業者

\*雲南市内に事務所もしくは事業所を有する法人（契約名義は市内事業所名）または個人事業者と工事請負契約（設置工事及び機器購入）を締結したものに限ります。

(オ) その他

\*事業内容に変更が生じた場合は、すみやかに届け出てください。

\*本事業による市補助金の交付は、1申請者1回限りです。

\*補助金は、申請者名義の口座へ振込みます。

### ④申請書の受付

2020年4月30日から2020年11月30日まで

※ただし、募集期間であっても予算額に達したときは、その時点で終了します。

#### ⑤交付申請書・実績報告書等の提出について

交付申請書は、必要書類が全て揃ったものを先着順で受け付けます。

実績報告書には、太陽光パネルの枚数が確認できる写真を必ず添付してください。蓄電池設備を同時申請される場合は、蓄電池設備の設置状況を示す写真を必ず添付してください。

状況に応じて、別途関係資料の提出を依頼することがあります。

#### ⑥アンケートへの協力について

補助金申請者へのアンケートを実施（送付）する場合がありますので、ご協力をお願いします。

#### ⑦書類の提出先

雲南市役所市民環境部環境政策課 又は 各総合センター市民福祉課

※申請書等の様式は、ホームページに掲載しています。

#### ⑧問い合わせ先

雲南市役所 市民環境部 環境政策室 環境グループ

郵便番号 699-1392

住 所： 島根県雲南市木次町里方521番地1

電 話： 0854-40-1033

F A X： 0854-40-1039

メール： kankyouseisaku@city.unnan.shimane.jp